

西荻のこと研究所 会則

令和2年5月27日

(名称)

第1条 本会は「西荻のこと研究所」と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局は東京都杉並区西荻北 2-37-8「カフェインザラフ」内に置く。

(目的)

第3条 本会は、これからの時代に求められる、街の主役である住民参加型のまちづくりが、ここ西荻窪で実現できるよう活動することを目的とする。またそのために以下のことを行う。

- (1) 情報収集
- (2) 情報発信・共有
- (3) 住民の意見を行政に届ける
- (4) 専門家との連携
- (5) 住民主体のまちづくり提案
- (6) 「西荻らしさ」の探求
- (7) にぎわい確保
- (8) ほかに、まちづくりに関すること

(会員)

第4条 本会会員には活動会員とサポート会員を置く。

第5条 サポート会員は、本会の趣旨に賛同している個人または法人であれば誰でも参加できる。登録については、氏名と住所を持って本会に登録する。サポート会員はメールマガジンの受取、勉強会への参加、議題の提案ができる。

第6条 活動会員は、本会が定める西荻窪エリア内に居住または、店舗を経営／勤務している者と、まちづくりに関する専門的知識を有する者で、本会の目的に賛同し、かつ本人の意志があれば参加資格を持つ。

2 活動会員になるには、2名以上の活動会員の推薦および代表による面談等を経て決定する。

第7条 活動会員は、なるべく会議に出席し活動に積極参加すること。

第8条 活動会員は規定の会費を納めなければならない。

第9条 活動会員から退会する場合、その旨を役員に告知すること。

第10条 既納の会費及びその他捻出金品は返還しない。

第11条 本会業務に支障をきたす行動等をした活動会員は、活動会員の4分の3の議決をもって除名することができる。

(役員)

第12条 本会に役員を置く。

2. 役員の中に以下の役職を置く。

代表1名 副代表2名 会計1名 監事1名

第13条 役員および役職は活動会員の互選による。

第14条 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第15条 代表は会を代表し会務を統轄する。役員に事故ある時は活動会員が迅速に互選で代理を決定する。

第16条 代表は本会を代表し、副代表はそれを補佐する。

(役員会)

第17条 役員会は本会の常務を分担処理する。

第18条 監事は会計の監査、会の執行状況を監査する。また業務執行において不正の事実が発覚した時には総会に報告、必要があれば役員を招集できる。

(総会)

第19条 本会は年に1度、通常総会を行い、活動会員の過半数の提案があった時や、代表が必要であると判断した時に臨時総会を招集できる。

第20条 総会では、役員承認、決算承認、事業計画承認を行う。

第21条 総会は活動会員の過半数を持って議決とする。

第22条 総会の議決に係る意思表示は書面（およびEメール）をもって代えることができる。また、他の活動会員を代理人として委任することができる。

(会計)

第23条 本会の経費は会員からの会費収入、広告費、寄付金、助成金、その他の収益を以って充てる。

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第25条 会計は活動会員会において決算報告及び予算案承認を要する。

(会則の変更と解散)

第26条 本会の規約を変更するとき総会において活動会員の4分の3以上の賛成がなければならない。

第27条 本会は、総会において活動会員の3分の2以上にあたる多数による決議により解散する。

(協議事項)

第28条 ほか、急を要する協議事項があれば、役員の中で協議して定めることとする。

付則

本会則は令和2年5月27日より施行する。